

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1495号)

平成30年1月23日

横 情 審 答 申 第 1495 号

平 成 30 年 1 月 23 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年2月15日教図港北第348号による次の諮問について、別紙のとおり
答申します。

「賠償不要に至った過程の分かる資料一切（本人が平成28年特定月日に
港北図書館に提出した「図書館資料汚損届」に関する賠償手続について、賠
償不要を決定した経過の記録）」の個人情報非開示決定に対する審査請求に
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「賠償不要に至った過程の分かる資料一切（本人が平成28年特定月日に港北図書館に提出した「図書館資料汚損届」に関する賠償手続について、賠償不要を決定した経過の記録）」の保有個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「賠償不要に至った過程の分かる資料一切（本人が平成28年特定月日に港北図書館に提出した「図書館資料汚損届」に関する賠償手続について、賠償不要を決定した経過の記録）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成28年11月28日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件では、審査請求人から港北図書館に提出された図書館資料亡失（汚損）届（以下「汚損届」という。）を受け、汚損した図書館資料（以下「本件資料」という。）を所蔵している図書館（以下「所蔵館」という。）に回送をし、賠償不要との所蔵館の見解を得て、審査請求人に対して定例決裁簿により決裁した賠償不要通知書を送付した（以上の一連の過程を、以下「本件賠償に係る過程」という。）。
- (2) 本件に係る開示請求書に記載されている内容を確認するために、審査請求人に電話連絡をし、「本人が平成28年特定月日に港北図書館に提出した図書賠償手続に関する資料」については、汚損届、賠償不要通知書及び定例決裁簿（これらを総称して、以下「汚損届等」という。）が該当する旨を説明したところ、これらの文書を求めているのではないとの発言を受けて、実施機関は開示請求者の請求内容を一部削除する補記を行った。
- (3) したがって、「賠償不要に至った過程の分かる資料一切」については、汚損届等

の他に、本件本人開示請求に係る保有個人情報が含まれる賠償不要に至った過程の記録を作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が図書館資料の賠償を請求する場合は、まず当該資料の損傷の程度を調査し、現況の図面写真等を記録し、管理責任者又は賠償の決定権を有する者の判断・決裁を仰ぐのは当然であるので、起案文書等も作成せずに安易に賠償の可否を決定することは到底考えられず、仮にこれらの過程を怠るとすれば、不誠実かつずさん極まりない行為である。
- (2) 賠償対象となった雑誌は港北図書館の所蔵ではないため、貸出館である港北図書館が賠償の要不要を判断できないのは当然である。所蔵館との事務連絡のための文書の開示を請求しているのではない。担当課所有の文書に限定されるものではない。
- (3) 賠償不要通知書の理由に疑義を抱き、本件本人開示請求に至った。所蔵館から送られてきた電子メールには、これまでと異なる理由が記載されていた。公文書と電子メールとでは理由が異なる事態を港北図書館は放置していたため、後日訂正請求し、全部訂正された。ただし賠償不要通知書は原本不存在のため写しの訂正に留まった。
- (4) 電子メールで明らかになった「長期間の利用による経年劣化が汚損の主たる理由と考えられる場合は、賠償の対象としないこともできる。」との判断の過程において、所蔵館では上記(1)の手続きを経ていると考えられる。したがって「賠償不要に至った過程の分かる資料一切」には、本件資料の除籍にかかる決裁文書なども含めて、これら文書に含まれると考えるのが普通である。
- (5) 賠償不要という結論に至るにも関わらず、汚損届を提出させられたことに納得がいかない。このような判断の変更をしたのだから、何か文書が存在すると考えている。
- (6) 定例決裁簿で決裁を行うより前の段階で、起案文書や調査資料が存在すると考えている。所蔵館からの電子メールに賠償不要であると所蔵館館長が判断した理由が詳しく書かれているため、何か文書があると考えている。

5 審査会の判断

(1) 横浜市立図書館資料賠償不要決定に係る事務について

横浜市立図書館条例（昭和39年3月横浜市条例第49号）第8条では、横浜市立図書館の利用者が故意又は過失により図書館資料を亡失し、若しくは汚損したときは、その損害を賠償しなければならないと規定している。また、横浜市立図書館規則（平成6年1月横浜市教育委員会規則第1号）第43条に基づき定められている横浜市立図書館資料賠償事務取扱要領（平成21年4月1日制定。以下「要領」という。）では、賠償の方法等について規定されている。

実際に賠償事務に係る窓口対応、起案等を行うにあたっては、各図書館が賠償に係る事務を行う際のマニュアルである横浜市立図書館資料賠償事務取扱手順書（平成21年4月1日制定。以下「手順書」という。）及び賠償を要する資料汚損のガイドライン（平成21年4月1日制定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、事務を実施している。

なお、手順書では、汚損届は、原則として貸出館が受け付けることとし、図書館資料の所蔵館と貸出館が異なる場合にも、図書館資料の賠償に係る事務は貸出館が行うこととしている。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、汚損届等以外の、審査請求人から港北図書館に提出された汚損届に関する賠償手続について賠償不要と決定した過程の記録である。

(3) 本件保有個人情報の存否について

ア 賠償事務の過程で作成することとされている文書の存否について

(ア) 実施機関では、要領の規定並びに手順書及びガイドラインに記載されている運用に基づき、図書館資料の賠償事務を行っている。

図書館資料の汚損の申し出があった場合には、届出を受け付けた図書館において資料の状態を確認し、ガイドラインを参照して修理不可と判断した場合又は修理可否の判断を保留する場合には汚損届の提出を求めている。また、汚損届受付後に、貸出館で改めて資料の状態等を確認し、修理可能その他の理由により賠償不要と判断した場合には、定例決裁簿によりその旨を決定し、賠償不要通知書を送付している。

これらの過程における賠償の要否の判断の際にはガイドラインを参照することとされており、ガイドラインでは、汚損したとの申出があった図書館資料そのものの状態を確認して賠償の要否を判断することとされている。

- (イ) 以上のような事務の流れからすると、汚損届を受領した後に賠償不要と決定する場合に、定例決裁簿以外の文書により、賠償の可否を判断するために別途起案を行う運用であるとは認められない。

本件では、汚損届受領後に、賠償の対象としないこともできるとガイドラインに定められている場合のうち「長期間の利用による経年劣化が汚損の主たる理由と考えられる場合」に該当するとして、賠償不要と貸出館が判断している。当該賠償不要の判断及び賠償不要通知書の作成に必要な意思決定は定例決裁簿で行われており、それ以外に別途起案を行う必要がある特段の事情も認められない。

イ 所蔵館への確認の過程で作成された文書の存否について

- (ア) もっとも、審査請求人は、所蔵館館長が賠償不要であると判断した過程の文書が存在すると主張しているため、当該過程で文書を作成していないか、以下検討する。
- (イ) 当審査会が確認したところ、本件賠償に係る過程では、賠償に係る処理を貸出館である港北図書館で行っているが、本件資料は港北図書館の所蔵ではないため賠償の判断にあたっては港北図書館から所蔵館に回送をし、賠償についての確認をしていることが認められる。
- (ウ) そこで、当該確認の経緯について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

本件資料には汚損が認められたが、念のため貸出館である港北図書館から所蔵館に本件資料の現物を送付し、賠償についての意向等確認を行った。

その他のやりとりは、電話で行っており、賠償不要の意向も電話で確認した。なお、その際に、港北図書館の職員が簡易なメモ書き等を付けて本件資料を送付した可能性や両館の職員が電話の際に一時的なメモ書きを作成した可能性もないことはないが、これらのメモ書きは不要になり次第各職員が廃棄する性格のものである。また、現に保管してある本件資料等を再度確認したが、メモ書き等は存在しなかった。

- (エ) 本件賠償に係る過程では、念のため所蔵館への確認を行っているものの、賠償に係る処理を行うのは貸出館であり、所蔵館への確認を必ず行わなければならないという運用ではないことも鑑みると、実施機関の以上の説明に特段不自然な点は認められない。

(オ) また、審査請求人は、実施機関が汚損届を提出させたにも関わらず賠償不要との判断に至っており判断の変更があったという特殊な事情があるため、何か文書が存在するはずであると主張している。

しかし、前記ア(ア)のとおり、汚損届の提出を受けた後に賠償の要否について判断し、賠償不要な場合に賠償不要通知書を送付することは、手順書に沿った運用であって、特殊な事情であるとは認められない。したがって、汚損届の提出を受けた後に賠償不要と判断したことが、開示請求に係る文書の存在を推認させる事情であるとはいえない。

(カ) さらに、審査請求人は、所蔵館からの電子メールに賠償不要であると所蔵館館長が賠償の可否について判断した理由が詳しく記載されているため、所蔵館において文書を保有しているはずであるとも主張している。

しかし、当審査会で当該電子メールを確認したところ、文面は、図書館資料賠償事務の一般的な説明、本件資料が逐次刊行物であり、保存年限から判断すると既に除籍の対象となるものであることから賠償不要と判断したことを内容とするものに過ぎない。当該電子メールの内容は、図書館資料賠償に関する規定や本件資料に係るデータ等が主な内容であって、そのほかに賠償不要に至った過程の文書がなければ作成できないものとはいえない。

また、その他、汚損届等のほかに、賠償不要に至る過程で開示請求に係る文書を保有していると推認させる特段の事情も認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年2月15日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年3月16日 (第210回第三部会)	・諮問の報告
平成29年3月21日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年3月28日 (第301回第一部会) 平成29年4月4日 (第311回第二部会)	・諮問の報告
平成29年4月21日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成29年9月26日 (第307回第一部会)	・審議
平成29年10月24日 (第308回第一部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成29年11月28日 (第309回第一部会)	・審議
平成29年12月19日 (第310回第三部会)	・審議